|  |
| --- |
| 入　札　公　表  平成３０年２月１５日  次のとおり一般競争入札に付します。  公益財団法人広島市みどり生きもの協会  理 事 長　岡　村　　清　治  １　一般競争入札に付する事項  ⑴　業務名  安佐動物公園機械警備及び巡回警備業務  ⑵　履行の内容等  入札説明書及び仕様書による。  ⑶　契約期間  契約締結の日から平成３４年３月３１日まで  （長期継続契約）  ⑷　履行期間  平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日まで  ⑸　予定価格  落札決定後に公表  ⑹　調査基準価格  落札決定後に公表  ⑺　履行場所  安佐動物公園  広島市安佐北区安佐町大字動物園  ⑻　入札方式  本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。  ⑼　入札方法  ア　入札金額は、４年間（履行期間）の総価を記載すること。  イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。  ⑽　入札区分  本件業務は、入札書を持参して提出する紙入札案件である。  ２　入札参加資格  次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。  ⑴　地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第２条の規定に該当しない者であること。  ⑵　広島市競争入札参加資格の「平成２９・３０・３１年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の「施設維持管理業務」の登録種目「６１　機械警備」に登録されている者であること。  ⑶　広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。  ⑷　入札公表の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。  ⑸　広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。  ⑹　その他は、入札説明書による。  ３　一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法  本協会のホームページ（http://www.midoriikimono.jp/）のトップページの「お知らせ　入札・契約情報」→「入札予報・入札結果　平成３０年度分」→該当入札案件の「詳細はこちら」→「添付資料」からダウンロードできる。  ４　契約条項を示す場所等  ⑴　契約条項を示す場所  本協会のホームページ（前記３に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。  ⑵　入札説明書、仕様書等の交付方法  本協会のホームページからダウンロードできる。  ⑶　契約担当課（契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問合せ先）  〒７３１－３３５５  広島市安佐北区安佐町大字動物園  公益財団法人広島市みどり生きもの協会  安佐動物公園　管理課  電話　０８２－８３８－１１１１（直通）  ⑷　入札書の提出方法  後記⑻の開札日時に、開札場所に持参して提出すること。  なお、郵送、電送その他の方法による入札書の提出は認めない。  ⑸　入札金額内訳書の提出方法  入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札にあっては入札書と同時に、再度入札又は再々度入札にあっては落札候補者のみ、再度入札又は再々度入札の開札後、後記５⑶に掲げる一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限までに持参により提出しなければならない。なお、入札金額内訳書の提出がない場合は、落札者となることができない。  ⑹　入札執行課  〒７３０－００１１  広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内  公益財団法人広島市みどり生きもの協会  緑化管理部　経営企画課  電話　０８２－２２８－０８１１（直通）  ⑺　入札回数  入札回数は、３回限りとする。  ⑻　開札の日時及び場所  ア　日時　平成３０年３月１日（木）午前１０時００分  イ　場所　広島市中区基町４番４１号　中央公園ファミリープール内  公益財団法人広島市みどり生きもの協会　１階　入札室  ⑼　開札  ア　入札参加者は、開札に立ち会うこと。（立ち会うことができる者は、１者につき１名とする。）  イ　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。  ウ　落札候補者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、開札後、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。  ５　一般競争入札参加資格確認申請書等の提出  落札候補者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。  ⑴　提出場所  前記４⑹に同じ。  ⑵　提出部数  提出部数は、１部とする。  なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。  ⑶　提出期限  平成３０年３月１日（木）の午後５時まで  ただし、当初落札候補者となった者ではない者が落札候補者となった場合、別途提出期限を指定する。  なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。  ⑷　その他  入札参加者は、資格確認申請書等を前記⑶の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。  ６　一般競争入札参加資格の確認  一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記５により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日時以後、落札者の決定までの間に前記２⑵の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。  ７　落札者の決定  ⑴　落札者の決定方法  前記６により落札候補者が一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。  ただし、本件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。  ⑵　調査基準価格の有無  有  ⑶　委託業務低入札価格報告書等の提出  落札候補者となった者で、調査基準価格を下回る価格で入札したものは、委託業務低入札価格報告書、従事者支払賃金計画書及び従事者配置計画（以下「報告書等」という。）を作成し、入札説明書に定める提出期間、場所及び方法により、報告書等を提出しなければならない。報告書等の全部又は一部の提出がない場合は、その者のした入札を無効とする。  なお、落札候補者となった者の入札が、調査基準価格を下回る価格の入札であるかどうかについては、ＦＡＸ等により通知する。  ⑷　落札者の決定結果は、入札参加者全員にＦＡＸ等により通知する。  ８　その他  ⑴　入札保証金  免除  ⑵　入札の無効  次に掲げる入札は、無効とする。  ア　本件公表に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札  イ　資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札  ウ　入札金額を訂正したもの  エ　再度入札又は再々度入札を実施する場合において、初度入札又は再度入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札  オ　その他規則第８条各号のいずれかに該当する入札  ⑶　契約保証金  要。ただし、規則第３１条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。  ⑷　契約書の作成の要否  要  ⑸　入札の中止等  本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。  ⑹　本件公表に示した契約は、長期継続契約である。次年度以降の収入支出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがある。また、本協会は、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。  ⑺　その他  詳細は、入札説明書による。 |